

単 価 契 約 書 (案)

那覇市（以下「甲」という。）と※契約業者※（以下「乙」という。）は、「小中学校図書館図書の購入（ 地区）」について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約における図書（図書装備含む）の単価は、定価（本体価格＋消費税額）×掛け率（ %）において、小数点以下を切り捨てた額とする。ただし、この図書の価格には付帯装備に伴う消耗品その他の費用を含む。

第2条 この契約の期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

第3条 乙は、甲に属する小中学校が発注する図書を第1条の契約単価でもって、甲の指示に従って納入しなければならない。

2 店頭により抜き取りした図書は、原則として選書後2週間以内、購入伺い兼図書発注書（以下「図書発注書」という。）で発注する図書は、原則として発注後7週間以内に納品しなければならない。

第4条 甲に属する小中学校は、図書発注書に納入場所、品目、数量及び担当者を表示しなければならない。

第5条 乙は、物品を納入したときは、直ちに納品検収書によりその旨を甲に通知しなければならない。

第6条 甲は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、物件の検査を行うものとする。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した場合は、乙において甲の指定する期限内にこれを良品と取り替え、前項の規定に準じ、再検査を受けなければならない。

3 前項の取り替えによって生じる損害は、すべて乙の負担とする。

第7条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰すべきことができない理由により納入期限内に契約図書を納入することができない時は、納入期限内に、甲に対して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

第8条 乙は、納入期限までに契約図書の納入を終了しない時は、納入期限の翌日から納入した日までの日数1日につき、遅延部分に相当する代価に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決

定する率（以下「支払遅延防止法に定める率」という。）を乗じて計算した額を違約金として甲に納付しなければならない。

2 甲は、前項の完納できなかった理由が天災地変その他不可抗力によるものと認められた場合は、前項の違約金を免除することができる。

第9条 契約保証金については、那覇市契約規則第30条の規定により免除する。

第10条 代金は、乙の請求により所定の手続きを経て30日以内に支払うものとする。

2 甲が前項の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に支払遅延防止法に定める率を乗じて計算した額とする。

第11条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、当該物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

第12条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 前項の契約不適合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は前項の規定による契約金額の減額を請求することができない。

第13条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除の行使についても準用する。

第14条 乙が契約不適合の物品を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

第 15 条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結または義務の履行について不正の行為があったとき。
- (2) 納入期限内に図書の引き渡しができないとき。
- (3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。
- (4) 乙、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
- (5) 前各号のほか、乙がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

第 16 条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 17 条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

第 18 条 この契約書に定めのない事項については、那覇市契約規則、その他法令の定めるもののほか必要に応じ甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方が記名押印して各自がその 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市

那覇市長 知念 覚 印

乙